1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	三菱ＣＦＡ28	213031	三菱農機株式会社
〃	三菱ＣＦＡ36	213032	〃
〃	三菱ＣＦＡ50	213033	〃
〃	三菱２ＦＡ28	213034	〃
〃	三菱２ＦＡ36	213035	〃
〃	三菱２ＦＡ50	213036	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp）に掲載する。

○経済産業省告示第十一号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十六年一月二十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　稲田　朋美

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5200	株式会社ビジョンメガネ	兵庫県神戸市中央区三宮町一丁目九番一号	平成二十五年十一月二十五日から平成二十六年十一月二十四日まで
5201	木村刃物製造株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区塩入町十五番十三号	平成二十五年十二月十三日から平成二十六年十二月十二日まで

○国土交通省告示第四十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	守谷市大字大柏字上小島二三七番から同市大字大柏字上小島二三八番一まで	平成二十六年一月二十一日八時

○国土交通省告示第四十一号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の廃止に伴い、平成十五年国土交通省告示第四百三十八号（建設業の再生に向けた基本指針（事業分野別指針））を廃止する告示を次のとおり定める。

平成二十六年一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

平成十五年国土交通省告示第四百三十八号（建設業の再生に向けた基本指針（事業分野別指針））は、廃止する。

附　則

この告示は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

○国土交通省告示第四十二号

次の耐空検査員の証は無効としたので、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第十六条の十二の規定により告示する。

平成二十六年一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

認定番号	氏名	交付年月日
第Ｇ―四十号	菊地　光基	平成二十三年四月二十八日

○気象庁告示第一号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月二十日

気象庁長官　羽鳥　光彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第13508号	転倒ます型雨量計の感部ＲＳ―102Ｎ	東京都目黒区自由が丘一丁目22番３号	株式会社日本エレクトリック・インスルメント	平成25年12月17日
第13509号	転倒ます型雨量計の感部ＲＳ―103Ｎ	東京都目黒区自由が丘一丁目22番３号	株式会社日本エレクトリック・インスルメント	平成25年12月17日
第13510号	転倒ます型雨量計の感部ＲＳ―222Ｎ	東京都目黒区自由が丘一丁目22番３号	株式会社日本エレクトリック・インスルメント	平成25年12月17日
第13511号	風車型風速計の感部（デジタル型のもの）（微風速）ＷＳ―ＢＮ６―１	東京都目黒区自由が丘一丁目22番３号	株式会社日本エレクトリック・インスルメント	平成25年12月17日

○海上保安庁告示第四号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月二十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視艇の項中

「PC 216 いせゆき
PC PC 218217216 いそなみ
なごづき」

を

「PC 216 いせゆき」

に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年一月二十九日から施行する。

○海上保安庁告示第五号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年一月二十日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表巡視船の項中

「PL 71 いわみ」を

「PL PL 72 71 いわみ
れぶん」

に改め、同表巡視艇の項中

「PC 121 わかづき
PC PC PC 123122121 いそなみ
なごづき」

を

「PC 121 わかづき」

に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年一月三十日から施行する。